

階段に代わり、 又は併設する傾斜路

▶ 整備基準抜粋

工 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、4の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、階段に代わるものにあっては内法を120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては内法を90センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。

ア こう配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

イ アに定める部分には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

ウ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

エ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。

オ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。

(ア) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

(イ) こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に踊場が近接するもの

(ウ) 高さが16センチメートルを超える、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に踊場が近接するもの

(エ) 駐車施設に設けるもの

▶ 目標となる基準抜粋

(1) 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、階段に代わるものにあっては内法を150センチメートル以上、階段に併設するものにあっては内法を120センチメートル以上とすること。

イ こう配は、12分の1を超えないこと。

ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

オ エに定める部分には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

キ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。

ク 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（階段に代わり、又は併設するものに限る。）が次の各号のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。

(ア) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

(イ) こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に踊場が近接するもの

(ウ) 高さが16センチメートルを超える、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に踊場が近接するもの

(エ) 駐車施設に設けるもの

(2) (1)のアからウまでの規定は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場及び階段等のみに通ずる傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、こう配が12分の1を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設け、当該部分で側壁のない部分には、高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。

▶解説

ア 幅

- 整備基準の傾斜路幅120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法。段を併設する場合の傾斜路幅90cmは、傾斜路を車いすで通行できる寸法
- 目標となる基準の傾斜路幅150cmは、人と車いすがすれ違える寸法。段を併設する場合の傾斜路幅120cmは通路を車いすで通行しやすい寸法

イ こう配

- 建築物内部では1/12を基本こう配としている。これは、国際シンボルマークを掲示することができる基準と同じ数値

ウ 手すり

- 整備基準では片側に、目標となる基準では両側に手すりを設けることを求めている。ただし、小規模な傾斜路（高さ16cm以下でこう配1/12以下）については、手すりの設置は免除

エ 立ち上がり

- 側壁のない傾斜路には、車いすの脱輪防止又は松葉杖等が落ち込まないようにするため立ち上がりの設置を求めている。

オ 踊場

- スロープの長さが長い場合には、昇降中の車いす使用者が休憩及び加速できるような平坦な部分（踊場）の設置を求めている。

エ 仕上げ等

- 車いす等がスリップして昇降できなくなることを回避する仕上げを求めている。
- 弱視者等の視覚障害者の安全を確保するため、傾斜路の仕上げを前後の廊下等と識別しやすいものとすることや、点状ブロック等の敷設を求めている。
- 傾斜路の上端に近接する踊場の部分に敷設を求めている点状ブロック等については、緩こう配の傾斜部分又は小規模な傾斜部分の上端に近接するもの、駐車施設に設けるもの、傾斜部分と連続して手すりを設けるものについては敷設を免除

▶配慮事項

ア 形状

(ア) こう配

- 車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには、相当の体力を必要とする。また、下降する際も腕にかかる負担が大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まる。従って、こう配はできるだけ緩くする必要がある。1/15を超えないものが望ましい。

(イ) 踊場

- 傾斜路の始終端部では、前方の確認や休憩する等、次の動作に移るために車いすが回転できるスペースが必要
- 傾斜路の水平面が出入口に直結している場合には、戸の開閉に必要なスペースが必要

イ 設備・備品

(ア) 手すり

- 手すりを設置する場合は「階段」の手すりに関する配慮事項(P29)を参照のこと。

(イ) 立ち上がり

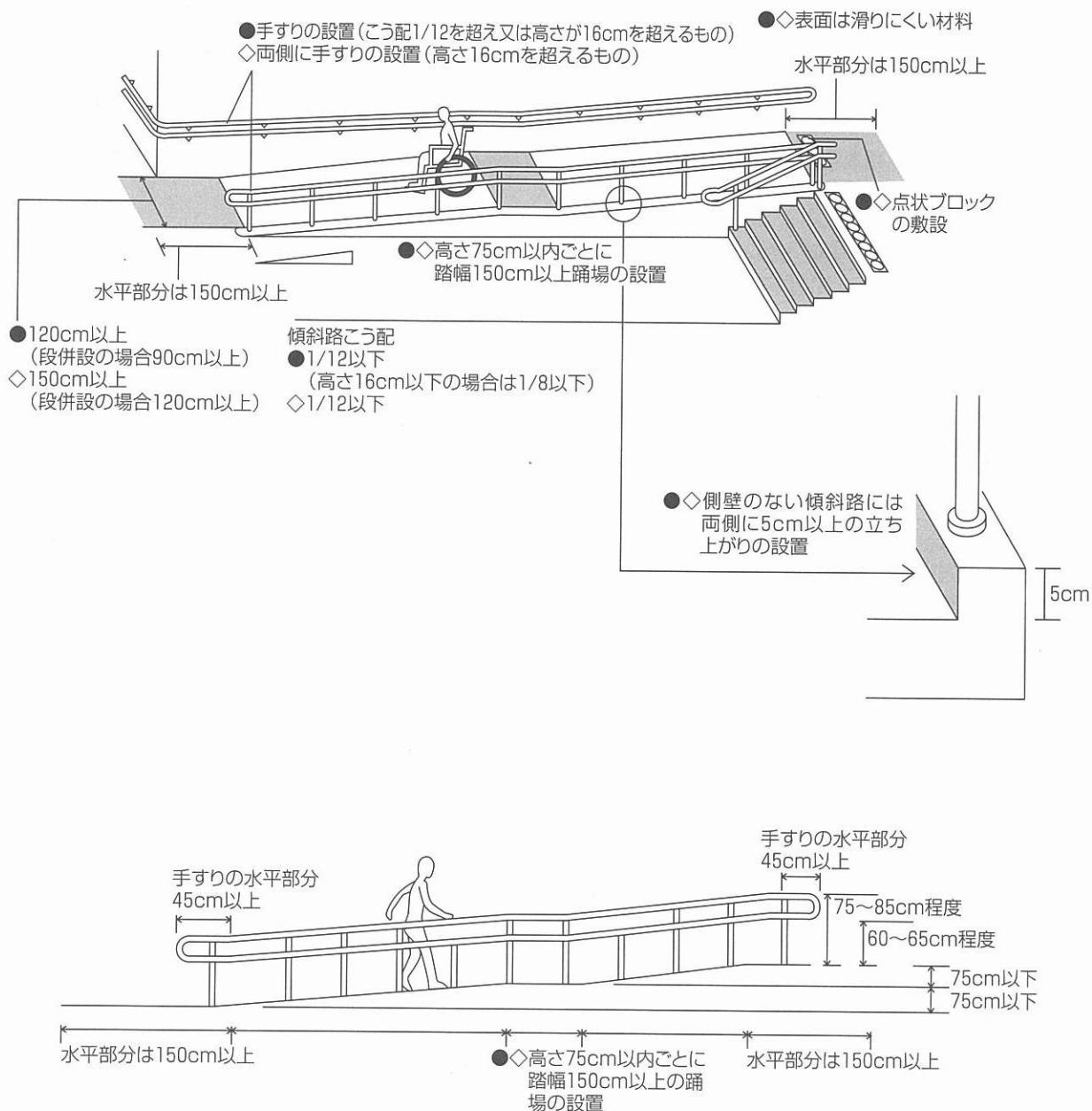
- 車いす使用者や杖利用者の転落の防止に配慮して、立ち上がりのほか腰壁や柵を設けることが望ましい。

ウ 仕上げ

(ア) 床の材料

- 転倒に対して衝撃が少なく、かつスリップしにくい材料とすることが望ましい。

傾斜路の整備例



凡例

●印：整備基準に定めるもの

◇印：目標となる基準に定めるもの

無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項